

令和4年度 第5回香取市農業委員会総会議事録

令和4年8月5日

8月5日（金）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁7階全員協議会室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第5 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について
- 日程第6 議案第6号 買受適格証明願いについて
- 日程第7 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
- 日程第8 報告第2号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について
- 日程第9 報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	木	内	恒	幸	2番	成	毛	和	弘
3番	熱	田	英	夫	4番	芹	川		幹
5番	鈴	木	健	夫	6番	山	田	宏	一
7番	栗	山	雅	幸	8番	石	橋	清	勝
9番	平	川	君	子	10番	寺	島	美	幸
11番	海	老	澤	武	12番	飯	森		孝
13番	高	松	多	可	史	14番	片	野	壽
16番	菅	谷	樹	雄	17番	鵜	澤	幹	司
18番	林		藤	江	19番	伊	藤		寛

1. 欠席委員は1名、その氏名は下記のとおり

15番 富 澤 克 彦

事務局職員出席者

事務局長 飯 田 利 彦

管理班長 石 毛 明 子

農地班長 滑 川 典 文

主 査 高 橋 亮 太 郎

開会 午後 1時16分

議 長

ただいまから令和4年度第5回農業委員会総会を開会いたします。
これより会議に入ります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 初めに議事録署名委員の選出をいたします。

このことについて議長指名とさせていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員としまして、5番 鈴木健夫委員、14番 片野壽夫委員の2名をご指名いたします。

◎議案の提出

議 長 次に、会期及び本日の提出議案について、お諮りをいたします。

この総会の会期は本日限りとし、提出議案は日程第1 議案第1号ないし日程第9 報告第3号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 では、日程に従い、議案の審査を行います。

日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。

令和4年8月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、1ページから6ページで、整理番号は1番から9番です。

整理番号1番、6番、8番、9番は、譲渡人が農業経営廃止のため、1、8、9番は売買により、6番は贈与により所有権移転をするものです。

整理番号2番及び7番は、譲受人が農業経営規模拡大のため、売買による所有権移転をするものです。

整理番号3番は親子間による使用貸借権の再設定です。

整理番号4番は親子間による使用貸借権の設定です。

整理番号5番は親子間の贈与により農業後継者に所有権移転をするものです。

以上、9件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 飯森 孝委員。

1 2番飯森委員 去る7月27日、水曜日午後1時30分より市役所301会議室において、第4班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は9件であります。

案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 ありがとうございます。

議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

まず、議案第1号 整理番号6番について、審議をいたします。

本件の審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○○番 ○○○○委員 退場)

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

議案第1号 整理番号6番について、9番 平川君子委員。

9番平川委員 整理番号6番について、伊東推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号 整理番号6番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 整理番号6番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、議案第1号 整理番号8番について審議いたします。

本件の審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

議案第1号 整理番号8番について、12番 飯森 孝委員。

12番飯森委員 整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、高木推進委員さんには電話にて説明しております。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地

の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号 整理番号8番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 整理番号8番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第1号 整理番号6番、8番の2件を除く7件について審議をいたします。

担当委員のまず意見を伺います。

整理番号1番、2番について、1番 木内恒幸委員。

1 番木内委員

整理番号1番について、寺嶋推進委員さんと一緒に現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自宅前であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号2番について、都祭推進委員さんと現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、報告を終わります。

議 長 整理番号3番について、3番 熱田英夫委員。

3番熱田委員 整理番号3番について、遠藤推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給するため、子に、使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号4番、5番について、6番 山田宏一委員。

6番山田委員 整理番号4番について現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、子がハウス栽培にて独立経営を目指しているため、父の農地に使用貸借権の設定を行うものです。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号5番について現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が高齢のため、後継者である子が贈与により所有権移転を受けるものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当といたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号7番について、11番 海老澤 武委員。

11番海老澤委員 整理番号7番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号9番について、18番 林 藤江委員。

18番林委員 整理番号9番について、細野推進委員さんと現地調査等を行った結果を説明

いたします。

この申請は、譲渡人が相続にて取得したものの、農業経営を行っておらず、また、香取市内に当該農地1筆の所有であるため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号 整理番号6番、8番の2件を除く7件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 整理番号6番、8番の2件を除く7件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和4年8月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは7ページで、整理番号は1番から3番です。

転用目的は、整理番号1番は専用住宅用地。整理番号2番は、農業用機械等の置場用地。整理番号3番は、長屋住宅用地ということで、申請地の農地区分は、いずれも第1種農地、

不許可例外事由Ⅰに推定されます。

以上3件でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 飯森 孝委員。

1 2番飯森委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第4条の案件は3件であります。

書類等で審査した結果、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、3番 熱田英夫委員。

3番熱田委員 整理番号1番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

場所なんです、ちょっとこれ分かりづらいんですが、〇〇〇の〇〇〇があるんですが、〇〇〇のところから下に下がって、また、下がって左へ曲がって上に、山のほうに行った上です。ちょっと説明しづらいです。すみません。

本件は、申請人は現在実家住まいですが、住居が老朽化しているため、実家の隣接地である申請人専用住宅を建築するものです。

なお、実家の一部分が申請地に越境しているため、始末書が提出されております。申請地では、埋立等はいりません。排水については、雨水は敷地内にて集水後は前面道路側溝へ放流し、汚水・雑排水は公共下水道へ放流します。

また、隣接する農地の境界にコンクリートブロックを設け、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告をおわります。

議長 長 整理番号2番について、5番 鈴木健夫委員。

5番鈴木委員 整理番号2番について、鈴木 清委員と現地調査等を行った結果を説明します。

この申請地の場所は、国道〇〇号の〇〇〇〇〇〇より〇メートルぐらい〇〇地区寄り

す。

本件は、申請人は申請地の隣接に住む兼業農家で、住宅の隣に〇坪ほどの農業用機械倉庫を所有していますが、前面の国道から進入路のスペースもなく、直接出入りをしており、不便で危険なため、この倉庫の隣接地である申請地に、農業用機械の保管場所を整備するものです。

申請地は、前面道路と同じ高さまで市内で採取した山土にて盛土をします。排水については雨水のみ敷地内で浸透処理します。また、隣接する農地との境界にはコンクリートの擁壁を設け、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇より転用同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地等の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断します。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号3番について、12番 飯森 孝委員。

1 2番飯森委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明します。

なお、高木推進委員さんには電話にて説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇から南へ〇〇メートルぐらい行きますと〇〇〇があります。その〇〇〇のところを右折し、約〇〇メートルくらいのところを左折した右側になります。ここは、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南側のところになります。

本件は、申請人は市内在住の自営業者ですが、周辺の住環境が整っており、入居の需要が見込める申請地に集合住宅〇棟及び駐車場〇台を建築するものです。

申請地では、埋立等はいりません。排水は雨水は敷地内で雨水貯留浸透施設により浸透処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流します。

また、隣接する農地はありません。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。

下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和4年8月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。
議案の概要を説明します。

ページは8ページで、整理番号は1番から3番です。

整理番号1番、転用目的は進入路及び資材置場用地で、権利の内容は、所有権移転です。
申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられ、第2種農地に推定されます。

整理番号2番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は、第1種農地、不許可例外事由Iに推定されます。

整理番号3番、転用目的は専用住宅用地です。権利の内容は、所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第1種住居地域のため、第3種農地です。

以上、3件でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 飯森 孝委員。

1 2番飯森委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は3件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当である

との結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号 1 番について、1 番 木内恒幸委員。

1 番木内委員 整理番号 1 番について、寺嶋推進委員さんと現地調査を行った結果を説明いたします。

場所は、県道〇〇号線、〇〇〇〇線で、〇〇〇〇〇〇〇〇〇から十字路を西へ〇メートルほど行ったところの道路沿いになります。

本件は、譲受人は〇〇〇〇〇市で個人事業主として、〇〇〇〇を営んでおり、営業圏である香取市内に資材置場を所有しておりますが、この資材置場の出入りに使用している道が前面の県道と鋭角に接しており、大型車の進入などで不便であるため、隣接地である申請地に進入路を設け、また一部を不足している資材置場として利用するものです。

なお、既に進入に不便を来しており、申請地の一部に砕石が敷かれているため、始末書が提出されています。

申請地では、埋立などはいりません。排水については、雨水のみで敷地内にて浸透処理し、また、隣接する農地との境界にコンクリートブロックを設け、土砂などの流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく資金計画も妥当であるため、転用の確実性、周辺農地の営農に支障が生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号 2 番について、3 番 熱田英夫委員。

3 番熱田委員 整理番号 2 番について、遠藤推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

場所については、先ほど説明した議案第 2 号整理番号 1 番と同じ場所で、これは親子間で同じ敷地内で親子で住宅を建てる予定です。

本件の譲受人は、現在、アパート住まいですが、子どもが生まれ、手狭であるため実家そばである申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では、埋立等はいりません。排水については、雨水を敷地内にて集水後、前面道路側溝へ放流し、汚水・雑排水は公共下水道へ放流します。また、隣接する農地の境界にコンクリートブロックを設け、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区の受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実

性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題がないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号3番について、11番 海老澤 武委員。

1 1番海老澤委員 整理番号3番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所ですが、国道〇号を〇〇に向かい、〇〇〇の信号を左折し、〇〇〇〇〇〇〇の先の信号を左折し、〇〇メートルほど先の左手になります。

本件は、譲受人は現在アパート住まいですが、手狭であるため、職場に近い申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では埋立等はいりません。排水については雨水を敷地内にて集水後、前面道路側溝へ放流し、汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理後、前面道路側溝へ放流します。

また、隣接する農地はありません。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。令和4年8月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは9ページから15ページで、整理番号は1番から19番です。

議案内容の概要については、附属資料のとおりです。

以上19件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和4年8月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは16ページから19ページで、整理番号は1番から4番です。

議案内容の概要については、附属資料のとおりです。

以上4件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に関わる事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

まず、議案第5号 整理番号4番について審議をいたします。

本件の審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号4番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号4番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号のうち、整理番号4番を除く3件についてを審議いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号のうち、整理番号4番を除く3件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号のうち、整理番号4番を除く3件については、原案のとおり決定いたします。

よって、議案第5号は原案のとおり決定をいたします。

◎日程第6 議案第6号

議長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第6号 買受適格証明願について。下記のとおり買受適格証明願の提出があったので、証明について審議を求める。

なお、最高価買受申出人となり売却決定を受けた者から農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可する。令和4年8月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。ページは20ページから22ページで、整理番号は1番から3番です。

いずれも千葉地方裁判所が執行する競売です。なお、2番と3番は同一の物件となっております。

競売の方法は、令和4年8月24日から8月31日までの期間入札で、開札期日は令和4年9月7日です。

なお、申請者が競売に参加する目的は、農業経営の規模拡大を図るためでございます。

以上、3件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 飯森 孝委員。

1 2番飯森委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

買受適格証明願の案件は3件であります。

案件については、写真及び書類による審査を実施いたしました。議案第6号については、耕作目的で農地を取得するため、競売に参加することについて審査した結果、農地法第3条第2項の規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考え、買受適格証明書の交付が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、4番 芹川 幹委員。

4 番芹川委員 整理番号 1 番について、林推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、申請者が農業経営の規模拡大を図ることを目的として、競売に参加するための買受適格証明願であります。

対象農地は、借地に隣接した耕作便利な農地であることから、入札後、最高価買受申出人となり売却決定がなされた後は良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、証明書の交付が妥当だと判断をいたします。

以上、調査結果を終わります。

議 長 整理番号 2 番、3 番について、9 番 平川君子委員。

9 番平川委員 整理番号 2 番について、伊東推進委員と現調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇農地を取得し、耕作したい意向があり、競売に参加するための買受適格証明願であります。

申請地は、入札後、最高価買受申出人となり売却決定がなされた後も自作地等の一体化により農地利用の向上が図られることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われれます。

したがって、取得要件を満たしていることから、証明書の交付が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号 3 番について、伊東推進委員と現調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、〇〇〇〇〇〇〇〇農地を取得し、耕作したい意向があり、競売に参加するため買受適格証明願であります。

申請者は、〇ヘクタールを超える農地を耕作していることから、入札後、最高価買受申出人となり売却決定がなされた後も良好な維持管理が行われると思われれます。

したがって、取得要件を満たしていることから、証明書の交付が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 6 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 買受適格証明願については、証明書を交付することと決定いたします。

なお、最高価買受申出人等となり、売却決定を受けた者から農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可するものと決定いたします。

◎日程第7 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。令和4年8月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、10件です。

◎日程第8 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農地及び採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について。下記のとおり農地法施行規則第53条の規定に該当したので報告する。令和4年8月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

◎日程第9 報告第3号

事務局農地班長 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。令和4年8月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は、1件であります。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 2時07分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人